

南和広域医療企業団  
令和6年2月総務委員会

開 催 日

令和6年2月28日

# 南和広域医療企業団議会 令和6年2月総務委員会

## 目 次

○出席委員.....	1
○欠席委員.....	1
○傍聴者.....	1
○説明のため出席した者の職氏名.....	1
○職務のため出席した者の職氏名.....	2
○開会宣告.....	3
○会議録署名委員の指名.....	3
○委員会出席要請確認.....	3
○審議事項確認.....	3
○1. 付託議案について	
(1) 認第 1号 令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計補正 予算(第2号)について.....	4
(2) 議第 2号 令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計予算 について.....	8
(3) 議第 3号 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に 関する条例の一部を改正する条例について.....	11
(4) 議第 4号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関 する条例の一部を改正する条例について.....	11
○2. 報告事項	
(1) 令和5年度診療状況について.....	13
(2) 令和5年度決算見込み等について.....	13
(3) その他報告事項等について.....	13
○3. その他.....	22
○閉会中の継続審査事項申出.....	25
○閉会宣告.....	26
○署名委員.....	27

南和広域医療企業団議会 令和6年第1回総務委員会会議録

令和6年2月28日（水） 午後2時15分開会

午後3時15分閉会

出席委員（13名）

委員長	銭谷春樹	副委員長	池田加代子
委員	浦西敦史	委員	藤富美恵子
委員	藤本昌義	委員	仲嶋久雄
委員	脇坂博	委員	別所誠司
委員	千葉浩一	委員	辻之内勇
委員	金山進英	委員	松本博行
委員	大丸仁志		

欠席議員（0名）

傍聴者（10名）

説明のため出席した者の職氏名

（南和広域医療企業団）

企業長	杉山孝	副企業長	河井美樹
副企業長	松本昌美	事務局次長	大西和徳
人事課長	米田悟	医事課長	和田光司
財務課主幹	高橋修一	経営管理課長	中西哲也
施設用度課長	中西一郎		

（吉野病院）

事務長 大谷保

（五條病院）

事務長 辻村早希子

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	岡	眞	啓	書	記	安	満	英	之
書	記	成	田	篤	書	記	入	江	美津希

**◎開会宣告**

**○銭谷委員長**

ただいまから、総務委員会を開会します。

本日の出席委員は13名ですので、委員会条例第11条の規定による定足数を満たしており、会議が成立していることをご報告いたします。

本日の委員会は、委員会条例第15条の規定により公開としていますので、傍聴を許可することをご了解願います。

なお、本日の委員会における質疑及び答弁は全て着座のまま行っていただきますよう、お願いいたします。

---

**◎会議録署名委員の指名**

**○銭谷委員長**

次に、会議録署名委員を指名いたします。私から指名させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○銭谷委員長**

異議なしと認めます。

それでは、私から署名委員を指名いたします。

松本委員、大丸委員を署名委員に指名いたします。

---

**◎委員会出席要請確認**

**○銭谷委員長**

次に、当委員会の出席を求めました文書の写しをお手元に配付しておりますので、ご了承をお願いします。

---

**◎審議事項確認**

**○銭谷委員長**

さて、当委員会につきましては、本会議より付託を受けました議案等について審議を行います。

委員会の進行につきましては、次第に基づき、「1. 付託議案について」の審議に併せて、「2. 報告事項について」も併せて、理事者側より説明及び報告を求め、最後に、「3. その他」について、ご審議いただく形で進めたいと思います。

---

## ◎ 1. 付託議案について

### (1) 議第 1 号 令和 5 年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）について

## ◎ 2. 報告事項について

### (1) 令和 5 年度診療状況について

### (2) 令和 5 年度決算見込み等について

#### ○ 銭谷委員長

初めに、「1. 付託議案について」、審議を進めます。

議案第 1 号、「令和 5 年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）について」を議題としますが、関連する次第の「2. 報告事項について」の（1）令和 5 年度診療状況について及び令和 5 年度決算見込み等についても、併せて理事者の説明を求めます。

河井副企業長。

#### ○ 河井副企業長

失礼いたします。それでは、議第 1 号「令和 5 年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第 2 号）について」の説明の前に、2 の報告事項のうち、「（1）令和 5 年度診療状況について」及び「（2）令和 5 年度決算見込みについて」を先に報告させていただきます。着座にて説明差し上げます。

青い表紙の議案補足説明資料の 1 ページ、資料 1 をお願いします。

令和 5 年 4 月から 12 月にかけての診療状況について説明させていただきます。

令和 5 年 4 月から 12 月の企業団 3 病院の入院患者数、診療単価、地域別患者数、南和地域の市町村別患者数をお示ししております。

上段左に記載しておりますが、南奈良の入院患者数は前年度を上回っていますが、コロナ前の水準にはまだ戻り切っていない状況です。また、南奈良はコロナ患者の特例加算が廃止された影響で、診療単価が過去 2 年より下がっています。吉野、五條の診療単価はほぼ横ばい、もしくは微増となっております。

右側の表は、市町村別の患者数について記載しております。

次に、2ページをお願いします。

2ページ、外来の診療状況についてでございます。

これも上段左に記載しておりますが、南奈良の外来患者数は、コロナ発熱外来患者が減少していますが、総数で前年度とほぼ同数で推移しております。南奈良の診療単価が高く推移しているのは、化学療法や難病患者の高額医薬品が増加したため単価が上昇しております。

右側の表は先ほど同様、市町村別の患者数について記載しております。

続きまして、3ページをお願いします。

3ページは、令和5年度の救急搬送の状況でございます。応需率については、右側の折れ線グラフに記載のとおり、昨年度、一昨年度はコロナの影響で若干、90%を下回っていましたが、今年度は一つの目安と考えている90%を達成いたしました。また、1日当たりの搬送件数は資料下段、小さく見にくくて申し訳ないですが、その折れ線グラフに記載のとおり、昨年度は10.6件でしたが、今年度は11.1件と増加しております。

続きまして、4ページをお願いします。

4ページは、救急外来の状況でございます。

令和5年度の間、救急外来の受入は10,174人となっており、コロナ発熱外来患者の数が大きく減少したことにより、昨年度と比較して、同時期で2,707件減少しております。

一方、救急車、県ドクターヘリでの受入は前年を上回っております。10,174人の受入件数のうち、南和地域の住民、8,203人の方に利用していただいております。救急車は73.8%、ウオークインも83.7%となっております。

続きまして、5ページをお願いします。

5ページは、新型コロナウイルス感染症患者の入院受入状況でございます。

今年度5月に2類相当から5類に移行されましたが、7月から11月にかけて、一定の波があり、現在も当院には9人の入院患者を受け入れております。

グラフのオレンジ色は南和圏域、灰色はそれ以外の患者で5類移行以前は、灰色の南和圏域以外の方の入院が一定数ありましたが、現在は、ほぼオレンジ色で南和地域の患者の入院となっております。

続きまして、6ページ。資料2をお願いします。

令和5年度の決算見込みについてでございます。

これも上段に記載のとおり、入院収益について、予算策定時にはコロナ前の令和元年度ベースでの病床の稼働率を見込んでおりましたが、上期を中心に入院患者の戻りが緩慢となり、コロナ5類移行後も9月末まで空床確保の要請があったことや、クラスターの発生による入院制限など、病床をフルに運用できなかったことにより、入院収益が減少しました。全体として4,700万円の赤字となっております。その他、各項目の増減内容は、表の右側に記載のとおりでございます。

また、下段に記載させてもらっておりますが、病院事業費用のうち材料費について、高額医薬品の増加により増額補正が必要であり、給与費は流用禁止項目のため、給与費の減額補正で対応していただきたいと考えております。

次に、7ページをお願いします。

7ページは、第2期中期計画、令和4年から令和8年の収支見通しについてでございます。上段は令和4年から令和8年度までの単年度収支の計画と実績の棒グラフになります。下段は繰越利益剰余金の見通しとなりますが、記載のとおり、令和5年度の単年度赤字により、繰越利益剰余金額は減少していますが、令和5年度末、繰越利益剰余金は約15億8,200万円となり、計画より5億8,100万円を上回っております。

続きまして、8ページをお願いします。

8ページは、類似病院との比較でございます。

これは立地条件の似たような中核病院をベンチマークとしてお示しさせていただいているものでございます。タイトルの右に記載しておりますが、不採算地区中核病院について、総務省の令和3年度地方公営企業年鑑（病院事業）の統計資料により集計しております。

まず左上の表は、南奈良総合医療センターと同じような規模で200床から300床の不採算地区と言われるような地域にある中核的病院、全国22病院を病床数の多い順に並べたものでございます。

あとの表は、順番に病床稼働率、医業収益、他会計繰入金の割合のグラフでございます。上段に記載のとおり、南奈良総合医療センターは稼働率が高く、規模の大きい300床や診療単価の高い7対1の看護基準の病院と遜色ない医業収益を確保しており、その結果、構成団体からの繰入金の割合も低位となっております。昨年度の統計資料に引き続き、他病院と比較しても当病院は上位に位置しております。

以上が、令和5年度診療状況及び決算見込みについての説明でございます。

引き続きまして、資料が肌色の議案説明資料をお願いします。よろしいでしょうか。



引き続きまして、議第1号「令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算（第2号）について」、説明いたします。

議案説明資料の1ページをお願いします。

補正予算額は0円で、補正理由は、先ほどの報告案件の決算見込みのところの説明させていただきましたとおり、病院事業費用のうち材料費については、予算19億円に対して高額医療費の使用の増により、決算見込額21億9,700万円となり、予算が不足となります。その場合、その他の項目の残額から流用対応となりますが、給与費からの流用は流用禁止項目のため、今回、給与費の減額補正をお願いするものでございます。

以上が、議第1号「令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算案について」の説明でございます。

何とぞ、ご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

#### ○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第1号及び次第の2. 報告事項の1、2に関して、質疑のある委員は挙手をお願いします。

藤本委員。

#### ○藤本委員

吉野町の藤本です。

給与費の減額という補正ですが、どういった内容で減額できるのか。

例えば、医師の残業がかなり減ったよという理由で減額できるのか、減額のできる理由についてのをちょっとお答え願えませんでしょうか。

#### ○銭谷委員長

河井副企業長。

#### ○河井副企業長

説明させていただきます。今、委員がお述べのとおり医師の残業が減ったであるとか、もちろん、そういう働き方改革で残業が減ったであるとか、もともと、給与費につきましては若干余裕を見た分がありますので、執行残について流用4できるものと考えております。

#### ○銭谷委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

#### ○銭谷委員長

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第1号「令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計補正予算(第2号)について」、  
原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第1号については原案どおり可決することに決しました。

---

### (2) 議第2号 令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について

#### ○銭谷委員長

次に、議第2号「令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」を議題と  
します。

理事者の説明を求めます。

河井副企業長。

#### ○河井副企業長

失礼します。それでは、議第2号「令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計予算に  
ついて」説明いたします。

議案説明資料の、2ページをお願いします。

上段記載のとおり、入院収益について、コロナ前の稼働率及び令和6年度の診療報酬改  
定に基づき計上する一方で、費用については、給与費の増や物価高騰による経費の増及び  
電子カルテシステムの更新に伴う自己負担額7,000万円により、差引き1億2,80  
0万円の赤字になります。

なお、平成28年度から令和元年度までは赤字予算、その後はコロナ補助により黒字予  
算となっておりました。令和6年度の金額は、先ほど説明させてもらった中期計画の令和  
6年度予算見込みの1億5,600万円よりは赤字額が少なくなっております。その他増

減の内容は表中右側の記載のとおりでございます。

3ページをお願いします。

3ページは、令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計当初予算概要についての資料でございます。

上段の収益的収入及び支出の収入ですが、南奈良総合医療センターで、第1項から第4項までの合計で90億21万5,000円、その下の吉野病院で11億5,996万7,000円、五條病院で11億1,871万1,000円、3病院合わせた企業団の収益合計は112億7,889万3,000円を見込んでおります。

その右隣の支出ですが、南奈良総合医療センターで第1項から第5項までの合計91億592万9,000円、その下吉野病院で11億6,360万6,000円、五條病院で11億3,806万3,000円、3病院合わせた企業団の支出合計は114億7,059万8,000円を見込んでおります。

その右隣に黄色で網かけした部分の一番下でございますが、企業団合計で、先ほどの2ページにて説明したとおりの、1億2,870万5,000円の純損失を見込んでおります。

続きまして、下段の資本的収入及び支出ですが、南奈良総合医療センターの1項から4項までの合計で6億6,775万7,000円、その下の吉野病院で3,410万8,000円。五條病院で389万2,000円、3病院合わせた企業団の収入合計は7億575万7,000円を見込んでおります。

右側の支出ですが、南奈良総合医療センターの1項から3項までの合計が18億5,233万2,000円、その下の吉野病院で3,930万4,000円、五條病院で1,232万3,000円、3病院合わせた企業団の支出合計で19億395万9,000円を見込んでおります。

その右隣の水色の網かけした収支差引きの一番下でございますが、企業団合計で11億9,820万2,000円不足となります。この不足につきましては、右の四角に記載していますように損益勘定留保資金を補填する予定でございます。

続きまして、4ページをお願いします。

これは、令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計当初予算増減理由の資料でございます。これは、先ほど2ページの当初予算の概要資料を少し詳細に示したものとなります。

次の5ページから7ページにつきましては、令和6年度の収益的収支及び資本的収支の

内訳となりますので、また、別途ご参照をお願いします。

続きまして、その次の8ページの資料をお願いします。

これは、令和6年度の建設改良費一覧表となります。上から病院改築事業費補助金関連で6,800万円、病院改築事業費で3,570万円、機械備品購入費補助金関連の合計で3億1,189万2,000円となっております。この中には、確定済みの大型医療機器整備計画に基づく令和6年度整備予定の南奈良総合医療センターのMRI購入の3億円が含まれております。その下、機械備品購入費、その他の機器等備品の合計で9,000万円の購入を予定しています。

以上が、議第2号「令和5年度南和広域医療企業団病院事業会計について」の説明でございます。

何とぞ、ご承認賜りますようよろしくお願いします。

#### ○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第2号について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

藤本委員。

#### ○藤本委員

たびたびすみません。今回、MRIで3億円というような費用をかけて、これは更新と考えていいんですか、増設じゃなくて更新ということでしょうか。

それともう一点、それに伴う改修工事というのは、どういった中身なのかだけ簡単で結構ですので、教えていただけますか。

#### ○銭谷委員長

河井副企業長。

#### ○河井副企業長

今回のMRIの整備につきましては、増設か更新かという話ですけども、現在、MRI1台稼働しております。そういう意味では増設という解釈になりますが、今使っているMRIは使えるだけ使っていくという感じで、もし今更新があったらその機械が止まっている間、仮のMRIを置いたりして、すごく大変なことになりますので、整備ではありますけども、単純に更新というわけではないと考えております。

#### ○銭谷委員長

藤本委員。

**○藤本委員**

そうしましたら、今あるMR Iとは別に、MR I室を使って、つくって、そこへ機器を設置した後、旧のMR Iを撤去するとかいう、そういう考えでいいんですかね。

例えば、今あるMR Iが、何テスラか知りませんが今度入れるってのは、多分3テスラとかそういう容量になるんですかね。

**○銭谷委員長**

河井副企業長。

**○河井副企業長**

まさに、並行して使い続けていきます。それで、今回は前のやつよりも、より詳細な3テスラの導入となっております。

**○銭谷委員長**

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**○銭谷委員長**

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第2号「令和6年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○銭谷委員長**

異議なしと認めます。

議第2号については原案どおり可決することに決しました。

引き続き、審議を行います。

---

**(3) 議第3号 南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について**

**(4) 議第4号 南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

## ○銭谷委員長

残る2件の条例改正案につきましては、関連がありますので、一括議題といたします

議第3号「南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」、議第4号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案につきまして、理事者からの説明を求めます。

河井副企業長。

## ○河井副企業長

それでは失礼します。議案説明資料の9ページをお願いします。

議第3号「南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

本条例改正は期末手当の一部を、業績に連動させて3月に支給することができるようにするものです。

この改正は、奈良医大や奈良県立病院機構に倣い、職員の期末手当の一部を業績に連動させて、3月に支給することができるようにするものです。詳細は資料のとおりですが、12月の期末手当のうち、0.1か月分を3月支給とした上で、実際に支給の際は業績に連動し、その支給率を変動させるものです。

なお、支給率については、職員のモチベーションを下げることのないよう、単に決算の赤字黒字で評価するものではなく、大規模投資の減価償却費など、職員の努力に関係ない部分は省いて判断します。なお、先行実施している奈良医大や奈良県立病院機構の業績評価の方式を参考に、職員の納得を得られるものになりたいと考えております。

施行時期といたしましては、令和6年4月1日です。

続きまして、議案説明資料の10ページをお願いします。

議第4号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明いたします。

本条例改正は、奈良県人事委員会勧告に基づき、県において副知事等の期末手当支給割合が引き上げられたことを受け、これに準じ、企業長、副企業長の期末手当の支給割合を引き上げようとするものです。また、今回、企業団の一般職員の期末手当について、一部を3月に業績に連動して支給しようとする条例改正に合わせて、企業長、副企業長の期末手当についても、同様に一部を3月支給として、業績連動して支給を決定するよう条例改

正を行います。

詳細は以上のとおりです。

施行時期といたしましては、令和6年4月1日です。

以上が、議第3号「南和広域医療企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について」及び議第4号「南和広域医療企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

何とぞ、ご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

#### ○銭谷委員長

ご苦労さんでした。

理事者側からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

議第3号及び議第4号について、質疑のある委員は挙手を願います

(「ありません」と呼ぶ者あり)

#### ○銭谷委員長

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

お諮りいたします。

議第3号及び議第4号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### ○銭谷委員長

異議なしと認めます。

議第3号及び議第4号については、原案どおり可決することに決しました。

---

## ◎2. 報告事項について

### (3) その他報告事項等について

最後に理事者からの報告事項のうち(3) その他報告事項等についての計5件を一括して説明、申し上げます。

河井副企業長。

#### ○河井副企業長

失礼します。また、青いほうの議案補足資料の、説明資料9ページの資料4からお願いいたします。

それでは、「(3) その他報告事項について」説明します。

南奈良看護専門学校の特待生制度の創設及び指定校推薦入学試験の導入についてでございます。

左の目的に記載しております、近年の18歳人口の減少や、高校生の大学志向などから、専門学校への入学希望者が減少しています。右側の上の表の本校の志願者及び入学者の状況の表をご覧くださいと、本校においても減少傾向が続いており、特に、令和6年度入学の志願者は非常に少なくなっております。

そこで、優秀な学生を安定的に確保するため、令和7年度入学の入学試験から見直しを行いたいと考えております。

見直しの概要を説明いたします。

一つ目が特待生制度の創設です。

これまで、南和地域在住か南和地域内の高校に在学している方に対し、地域枠として3名の授業料免除としておりました。しかしながら、右側の表の南和地域在住者の割合をご覧くださいと、志願者、入学者ともに30%以下となっていることから、今後は、南和地域の3名に加えて、成績優秀者を広く特待生として授業料免除を行いたいと考えております。これによって志願者の増加に資するものと考えております。

特待生制度の概要について、左側の表をご覧ください。

人数は各学年8人程度。対象者の居住地及び在学高校は限定しません。対象年齢は25歳以下、申込みの条件は、卒業後、南和地域の医療機関等で看護業務に従事することを目指すこと。選考方法は入学試験において、南和地域で就業する意欲、地域性、人物及び試験成績を総合的に判断し選考します。

特待生に選考されれば、1年目の授業料、年額36万円を全額免除し、進級した場合も、南和地域で従事する意思を引き続き有していることを確認し、入学の成績が優秀であれば、引き続き授業料免除になります。

次に、見直しの概要二つ目、指定校推薦入試の導入について説明いたします。

本校においては、これまでどこの高校からでも受験できる学校長推薦入試を実施していましたが、今後、本校から指定した高校から受験できる指定校推薦入試に変更するものです。近年は指定校推薦入試を取り入れている大学や専門学校が増えており、高校生とし



ても合格できる可能性が極めて高い指定校推薦入試で進学先を早めに決めたい傾向が強いと聞いております。このため、本校においても、入学定員の半数程度を指定校推薦入試で確保したいと考えております。高校の指定については、過去に一定の入学実績がある高校15校程度と考えております。また、参考に右側下の表で、本校卒業生の就職状況を記載しております。入学時は、南和地域在住者は28%ですが、卒業生は64%が企業団に就職しており、その他もほとんど県内に就職している状況となっております。

続きまして、10ページをお願いします。10ページの資料5をお願いします。

10ページは、現在、南奈良総合医療センターとへき地診療所間で実証実験を行っております、へき地診療所におけるオンライン診療、実証実験の実施についてでございます。

資料の上段、実証実験の概要をご覧ください。

今回行う実証実験は、オンラインでへき地診療所の患者を、南奈良総合医療センターにいる医師が診療しようとするものです。この実証実験は、今年1月から黒滝村、下北山村、上北山村の3診療所を対象に開始しており、民間企業との共同研究という形を取ることで、診療予約システムの導入や遠隔聴診器システムなど、費用の大半は民間企業が出してくれております。オンライン診療の内容としましては、資料の中段に記載させていただいており、毎週水曜日のオンライン診療、診療相談、そして荒天時、災害時の診療の2種類でございます。

一つ目のオンライン診療、診療相談は、休診日だが診療を受けたい、あるいは体調のことで医師に相談したいなどのニーズに応えようとするもので、原則、へき地診療所は週1回の休診日があるので、その休診日を利用して診察を受けたいという希望や、医師の診察を受けるべきかどうか悩むような、資料下段に記載させていただいているような心配事がある場合に、気軽に診療所へ相談いただくことを目的として行うものです。

また来年度は、現在、実証実験を行わせていただいております3村に加えまして、五條市、野迫川村、川上村も含めた6市村を対象に、診療所の医師が現地に行けない場合などにオンラインで診療が行えるよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、11ページの資料6をお願いします。

資料6は南和モデルの推進として、へき地支援ナース、医療専門職の派遣でございます。

まずは、へき地支援ナースの育成状況でございます。資料上段をご覧ください。企業団の構成団体が運営されているへき地診療所において、休暇取得等により看護師の一時的な欠員が生じた際に、企業団から看護師を派遣させていただくへき地支援ナースですが、企

業団3病院に勤務する看護師は、それぞれの専門性は高いものの、調剤や医療機器の管理に係る経験など乏しく、派遣に至るまで一定の研修や実習が欠かせません。そのため企業団では、今年度の野迫川村、下北山村、黒滝村の各診療所に看護師を派遣させていただきまして、実習をお願いさせていただきました。この実習は、令和6年度も引き続き3診療所に実習をお願いしたいと考えております。この取組は、今後さらに充実させていくことで、へき地診療所の診療体制はもちろん、診療所に勤務されている看護師の皆様の勤務環境の改善や、ひいては人材の、人員の確保にも大きく寄与できるものと考えております。引き続き、ご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

次に、下段の医療専門職派遣でございます。企業団では、南和モデルの一環として、企業団構成団体の市町村において実施されている介護予防事業など、医療専門職の派遣を行っております。

この派遣は、構成市町村からのご要望に基づき行わせていただいているもので、令和5年度は、資料右下に記載させていただいておりますとおり、4町村に派遣させていただいております。令和6年度も引き続きのご要望に基づき、医療専門職の派遣を継続させていただきたいと考えております。

次に、12ページの資料7をお願いします。

資料7は、訪問看護体制の強化、サテライト型訪問看護ステーションの設置についてでございます。

企業団では、令和3年1月に南奈良総合医療センター内に訪問看護ステーションを設置しており、また、吉野病院及び五條病院でも、それぞれ医療機関として訪問看護を実施しております。資料左側のグラフをご覧くださいと、訪問診療、訪問看護、看取りの実績は企業団設置以降増加しており、南和地域でそれぞれのニーズの高まりにより、実績件数が増加しているものと考えているところでございます。

そこで、こうしたニーズの高まりを受けまして、吉野病院内に南奈良訪問看護ステーションのサテライトとして、訪問看護ステーションを設置し、体制の強化を図ろうと考えているところでございます。

サテライトという形で、訪問看護ステーションの設置を行うことで、吉野病院の訪問看護を南奈良総合医療センターと一体的な運営が可能となり、資料中段に記載させていただいているとおり、スタッフの柔軟対応により質の高いサービス提供が可能となったり、より広範囲の利用者にサービス提供が可能となるなど、サービスの向上が図れると考えてお

ります。

最後に13ページの資料8をお願いします。

資料8、これは令和6年度、能登半島地震被災地への医療支援についてでございます。

資料に記載のとおり、災害派遣医療チームDMATの派遣、全国自治体病院協議会による看護師派遣により支援を実施してまいりました。

また、資料右下のとおり、一昨日の2月26日より3月1日までの5日間、日本赤十字社の医療チームとして、1チーム7名を輪島市に派遣にて、避難所での往診業務に従事させていただいております。

現在の医療支援は、DMATの活動が既に終了しまして、その後を引き継ぐ形で全国自治体病院協議会や日本赤十字社による医療支援が始まっている状態でございます。企業団といたしましても、今後、求めがありましたら、可能な限り被災地への医療支援を行いたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

#### ○銭谷委員長

理事者側からの説明が終わりました。

ただいまの報告について、質疑のある委員は挙手をお願いします。

藤本委員。

#### ○藤本委員

今のお話をいろいろ聞きますと、これから、看護師さんの役割ってかなりシビアな状況になってくるのかなと思っているんですけどね。県立医科大学が、もう10年以上前から、看護専門学校じゃなくて、医学部看護学科になりました。病院機構のほうも、つい最近ですかね、看護専門学校から看護大学校となりました。そういう意味でいったら、この南奈良も、看護専門学校っていうのをこれからどのように考えているのかっていうことをちょっとお聞かせ願えたらありがたいんですけども。

#### ○銭谷委員長

杉山企業長。

#### ○杉山企業長

今、委員がおっしゃったように、看護を目指す高校生が、確かに大学であったり、看護大学校ということで、より高度な勉強をしたいという一定層があって、そのニーズが高まっているというのは1点あります。ですから、そちらのほうに舵を切るという判断が一つ

あるんですけど、片方で、看護専門学校は3年で、いわゆる資格が取れるという部分と、かなり学費のほうが安く勉強できるというようなことで、少しでも早く社会に出て、免許を取って資格取って頑張りたいという一定の層が、そのどちらを選ぶのかという話だと思います。今、ここに資料4で見ていただいたように、委員がおっしゃるように、子供の数が減っているという状況の中、また4年制大学志向がやはりどうしても高くなっているという状況の中で、だんだん看護専門学校を目指す学生の総数が減っているという状況が、歴然として出てきており、このまま放置すると、いよいよ学生が集まらないので、結果的にそれは企業団の看護師が不足するということにも直結するので、今、何か手を打たないといけないということで、特待生であったり、指定校というようなことを、今回やろうとしているところです。

ですから、いきなり企業団として、看護学校を4年制の大学にしたりすると、かなりの投資も入りますし、教員のスタッフも必要、また大学にしようとする、それこそグラウンドもいるというようなことで、かなりハードルが高いですから、まずは、看護専門学校を目指す学生を、競合する高田市立病院の附属看護専門学校であったり、櫃原市にあります病院協会の看護専門学校、あるいは医師会の看護専門学校といったところと取り合いというか、ちょっと地理的には遠くハンデがありますが、そこを補う部分として処遇面、そして、何よりも今、学生は卒業するとほぼ企業団で就職したいというふうを目指してくれています。それは、この隣の病院で、一生懸命、勉強もできるし、教える側も自分たちの後輩を育てるんやという意識で一生懸命教育させてもらっている、ほぼほぼみんな、ここへ来たいというふうを目指してくれているので、看護学科の定員は40人ですけども、それに近いぐらいの学生が入学してくれれば、企業団の看護師はそれなりに充足していけるのかなと考えています。なので、4年制大学を目指すとかいうのはちょっと企業団としてはハードルがかなり高いので、看護学校を目指す学生をとにかくたくさんうちへ来てもらうというところをまず、ここ数年頑張らしていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

#### ○銭谷委員長

ほかにありませんか。

千葉委員。

#### ○千葉委員

うちの村でも今年、田辺市のほうの看護学校行って、6年ほどかけて、ようやく正看の資格を取ってくれて、入ってくれた子が一人います。ところが、一緒に行った子が二人いてまして、そのもう一人は、十津川村で無理なら奈良県内っていう感覚で思っておったら、京都の総合病院にいくっていうような感じで、どうもどういう加減か、奈良県の病院へ行くというよりちょっと外へ出るきらいがあるのかなと思っております。

それと、じゃ、何で、南奈良の看護学校行かんのって言ったら、田辺市のほうがいいんやって言われたんでね、どこがどういいのか、その子にそこまで突っ込んで聞かなかったけども、要は、看護師さんを採用して育てていくっていうとこまで、まだいってないのかなという気がするんですよ。だから、もっと、能力的にそれを増やすような、例えば、高校卒業する子に看護学校行ってよって、頑張っよっていうことを言うても、もっと楽なほうへ流れる傾向がちょっと今、多いように思うんで、どうにか対策を取って考えてもらえたら一番ありがたいと思うんですけども、そういうふうな方向にシフトしていただいて、もっと南奈良の看護学校出てくれて、奈良県内の、ここと限定はしなくても、吉野町病院にも五條病院でも、中で勤めてくれたら、その子に対しては、それだけの対応できるような、何か対応策を考えてやってもらえんのかなあと。もっと特待制度だけでなく、その子が行きたくなるような制度っていうのを考えてほしい気がするんですよ。やっぱりみんなそれぞれが働いている、子供さんですから、その田辺市の看護学校行くだけでも結構費用がかかりますし、向こうでアパートを借りて、その間、暮らして、それで出てきてっていうところですから、即戦力として自分らも間に合いたいと思っているみたいなんだけど、ちょっとそこら辺の隔たりがまだあるので、それをちょっと改善できるように考えて、看護師さんの皆さんに聞いていただいて、そこから、どういう魅力化が図れるかというところを考えてほしいと思いますが、この点についてどんなもんですかね。

### ○銭谷委員長

杉山企業長。

### ○杉山企業長

それについては、ちょっと二つあると思っております、一つは、既に、資料にもありますけれども、隣の看護学校を卒業した先輩が、企業団に大体今100人ぐらいですが、年代にしたら、20歳から26、7歳ぐらいの一定層なんですけど、毎年20人ぐらい採用していますので、その職員が、いわゆる、生き活きと実力もついて、やりがいもあるねというようなことを経験してもらって、それが口コミで広がっていくようにということで、

まず入ってからその後、キャリアデザインというか、育つように、病院として、看護部として頑張るとするのが1点。

もう一つは、最近の高校生は進路を選ぶときにSNSといいますか、インスタグラムとかいろんなところを見て、どこに行こうかなど。そこで見て、楽しそうな学生生活が送れるのかなというのに結構左右されるところがあるので、今、企業団として、看護学校として力を入れているのがその辺のPRで、学生生活に希望を持てるような、その辺のツールをちょっとうまく活かすなど、興味を持ってもらえるように一生懸命やらせていただいています。そして、学校も楽しいけど、その後に控えている病院も自分が成長するのにいい環境やというあたりを、こつこつですけど、積み重ねていくと。

もう一点、下宿の話でいくと、隣に、職員用のレジデンスハウスというかワンルームマンションが近くにあります。そこは学生も希望すれば入れて、それこそ半額で入っていただけるし、きれいなワンルームもありますんで、ぜひPRというか、今回、この特待生の制度のご承認をいただいてから、企業団の広報誌で「はびねすだより」とかいうものを、管内全戸配布させていただいていますし、また、学生の募集のときは、これはお願い事になるんですけど、市町村の広報誌とかにもちょっと記事も入れていただいたりして、ぜひいい環境で勉強できるのでということで、企業団も発信しますが、それぞれ市町村のほうも、それこそ県外行くぐらいなら、南奈良は住むところもあるし、免許も取れるしというようなことで、勧誘といいますか、PRのご協力をいただけたらありがたいのかなと思っています。

### ○銭谷委員長

浦西委員。

### ○浦西委員

すみません、1点だけ質問というか確認させていただきたいんですが、へき地診療におけるオンライン診療をしていただける、実験ということなんですが、その診療と同時に、地元で診療を受けれて、そこで、お薬がもらえるようなことも考えていっていただきたいなというふうに思うんですが、その辺は企業団としてどのような見解を持っておられるのか教えていただけますでしょうか。

### ○安満総務企画課長

はい、失礼いたします。今、企業団のほうで取組をさせていただいております、このオンライン診療でございますけれども、基本、それぞれのへき地診療所の診療として行わせ

ていただいております。ですので、このオンライン診療に来ていただいた患者様に対しては、へき地診療所のほうでお薬をお渡しさせていただけるというような取組で今、取り組ませていただいております。

### ○浦西委員

ありがとうございます。今、能登半島地震で活躍されているドラッグカーですか。薬局がそのまま走っていくような感覚かなというふうに思っておるんですが、今、下北山村でも土砂崩れが起きて、通行止め。十津川でも、ちょっと前に通行止めで、皆さん、もう南奈良に来たくても来れないような状態が続いて、また、お薬が手に入らないということがあったと思うんです。

そういったことをクリアしていくには、そういったドラッグカーっていうのが、南のほうに1台あってもいいのかな、また、奈良県にあってもいいのかなというふうに思っておりますので、また、そういったことも一つ、考えて、このオンライン診療と同時に考えていただければなというふうに思いますので、意見として申し上げさせていただきます。

### ○銭谷委員長

ほかにありませんか。

池田委員。

### ○池田副委員長

特待生の話が、オンライン診療に行って、また戻るんですけども、資料に書いていただいているように、今までの従来为学校長推薦、でも、新しくこれからしようとしてくださっていることは指定校の推薦入学ですね。それをたくさん増やしていただいて、そして、いろんな学校から来ていただくような、それをPRして、先ほども言っていたいていましたけども、もっともっとやっぱり幅広くPRしていただく。もうここに書いていただいているから、しなくてもいいなと思いつながら見てたんですけども、これをより一層広げていただいたら、皆さんにも分かっていたら。今までは限られていましたからね、学校へ来れるのも。でも、これから、いろんな形で広げていただいたらもっともっとやっぱり学生さん来ていただける可能性があるのかなっていう思いですので、よろしく願いいたします。これは要望です。

### ○銭谷委員長

はい。よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**○銭谷委員長**

いないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

---

**◎ 3. その他**

**○銭谷委員長**

続きまして、この機会でありますので、何か発言、聞きたいことがある委員の方、おられますか。

千葉委員。

**○千葉委員**

すみません。その他のところで聞かせてもらおうかなと思っただけですけどね。ここで議員として来られている皆さんのところの自治体は、診療体制っていうのはどうなっているのかなっていうのが一番気になっただけです。

例えば、十津川村では、一昨年前まで医師3名体制と民間医1名という形で、民間の中川医院と、あと、村の村医が2名、それと自治医科大学の派遣が1名いたんだけど、村医のうち1人の方が、奈良の市内のほうで開業されるということで辞められたんですよね。そんな状況なんで、そこへ看護師を探し出してくるっていうのは、大変、至難の業だったんだけど、たまたま今、来てくれた女の人なんだけど、僕の家近くのほうで、田辺市で看護学校出て、それから、愛知県まで行って、愛知のほうで資格を取って帰ってきてくれて、それで今、十津川の診療所へ入ってくれることになったんですよ。もう一人の子も同じように行ったんだけど、その子は京都へ行っちゃったけども、ただ、そういった中で、一人入れると、少ない人数の人口なんだけど、その中で、お医者さんの数が一人減って、やっぱり大分影響が出ます。そんな中でも、何とかお医者さんをもう一人確保して、人工透析までできんかなっていうことを考えているんですよ、村の中で。そういうことができるようになればいいなと思うんですが、なかなか難しいと思われまして、緊急事態ではヘリで飛ばして、ここへ来るのか、新宮の医療センターへ行くのか、どちらかへ行かんと仕方がないわけで、その辺のところの充実をもうちょっとどうにか図れんのかなというのが一つの思いなんです。それと皆さんのところでも、お医者さんのいない、診療所はあるけど、リモートの診療しかできないっていうような状況はないのかなっていう心配がありましたので、ちょっと聞いてみたいなど。皆さんのところの状況を聞かせていただけ



たらと思うんですけど。

### ○銭谷委員長

松本副企業長。

### ○松本副企業長

はい。今、千葉委員のほうからご質問のありました、へき地診療所の医師、看護師の体制の話でございます。特に、医師につきましては、現在、自治医科大学の卒業医師の義務年限が発生しておる医師を中心に、それぞれ要請のあった村部のほうに派遣をさせていただいておる現状がございます。そんな中で、様々な、例えば、その派遣する医師の結婚協定とかっていうのもございまして、なかなか人員を常に十分確保できない状況の中で、現在運用をしておるところでございまして、実際、今年度などは、要請のあった8つの診療所の要望に対しまして、義務年限の中で動かせるドクターが5人しかいないという現状がございます。そんなこともございましたので、何とかそれを医療、医師を派遣するための工夫として、例えば、それぞれのへき地の診療所で勤務をいただいた義務年限明けのドクターに、さらにもう少し残っていただくとか、例えば、天川村なんかは今、そういう形で来年度は残っていただくというようなことで、へき地の診療所でのやりがいを感じながら継続して勤務していただけるような形をするためのドクターを確保することがまず一つ。

それから、あとはグループ診療という形で、足りない分を、特に、今回上北山村、それから、大塔診療所、野迫川村、そして、黒滝村の診療所とかにつきましては、グループ診療ということで、責任を持つ医師一人派遣して、その他の曜日のところを他の医師が補う形でローテーションしていくと。そういう体制を組んでおりまして、それに対しましてメリット、デメリットございますけども、各それぞれの力のある医師が、それぞれ専門性もあつたりとかっていうことがございますので、そういった意味では必ずしも一人の医師が、ずっとそこで同じ医療をやるんじゃないかって、違う視点で違う目で医療を介入できるということも、それも一つには良き、よりよい医療につながる場合もございますということで、グループ診療で対応しようというのが今、1点あります。

それから、もちろんそれで、プラスアルファ何とかもう少し医療ニーズがあつて、どうしても、医師の派遣をいただきたいということで要請のある村部につきましては、へき地医療拠点病院であります南奈良でありますとか、あるいは、東和の医療圏でありますとか、市立奈良病院でありますとか、県総合のほうからも一定、非常勤体制で対応できるような

形で何とか今、つないでいるというところが、ここ数年、特に人員不足であるところがございますので、それでも、医師につきましては一定、何とかつないで確保していくという形でやっておるところでございます。

看護師につきましては、なかなか確保しにくいという現状もよく理解できておりますので、先ほど説明させていただきましたへき地支援ナースを養成しておいて、急な対応ができるように、南奈良のほうを中心に、そういうへき地支援ナースとして、何かのときには支援するという形で今、対応しているのが現状でございます。そんなところでございます。

#### ○銭谷委員長

千葉委員。

#### ○千葉委員

もう一つだけ、以前は五條病院が総合病院としてやっていたときには、奈良のへき地医療支援部っていうところから、五條病院に来られて、それでいろんな采配してくれといった状況があったんですが、今の体制としては、その辺はどうなってるのかなってというのが単純な疑問なんですけど。

#### ○銭谷委員長

松本副企業長。

#### ○松本副企業長

はい。委員がおっしゃっておられるへき地医療支援部ってというのは、奈良県のへき地医療支援機構という組織でございまして、それがその当時は県立五條病院のほうに置いておったというところがございます。現在は、その機構自体は南奈良総合医療センターのほうに委託された形で、こちらに機構を置いておまして、へき地の診療体制について、専任官として明石医師っていうのを配置した上で、それぞれのへき地診療所の医療ニーズと、そして、それに対する人員派遣について、マネジメントしていくというところがございます。一方、先ほど申しました、へき地医療拠点病院としては、南奈良以外に宇陀もございますし、それから市立奈良病院、そして、県総合医療センターもございますので、そういったところからも一定の医師配置をできるような形で、マネジメントしているというところがございます。

#### ○銭谷委員長

いいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

**○銭谷委員長**

ないようですので、質疑を終了します。

理事者側から、ほかに何かありませんか。ないですか。

以上で、その他事項の質疑等を打ち切ります。

以上をもちまして、本日の当委員会で予定していました事項の全てについて、審議が終了いたしました。

---

**◎閉会中の継続審査事項申出**

**○銭谷委員長**

続きまして、会議規則第67条の規定により、閉会中の継続審査事項として企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し入れたいと思います。

その理由としては、前回と同様に業務等の進捗に応じた理事者側からの報告事項等について、当委員会で審議するためであります。

お諮りいたします。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○銭谷委員長**

異議なしと認めます。

当委員会の閉会中の継続審査事項として、企業団規約第4条に定める企業団の共同処理する事務全般について、議長に申し出ることになりました。

次に、本会議において、当委員会での審査の経過と結果につきまして、委員長報告を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○銭谷委員長**

異議なしと認めます。

当委員会での審査の経過と結果につきまして、本会議で委員長報告を行うこととします。議長のお取り計らいをお願いします。

委員長報告の内容につきましては、私に一任でお願いしたいのですが、ご異議ございま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○銭谷委員長**

異議なしと認めます。

審議内容をまとめて作文している時間がないので、不出来の面はご容赦いただきますよう、お願いします。

---

**◎閉会宣告**

**○銭谷委員長**

最後になりましたが、議員各位のご協力によりまして、円滑に審議を進行することができましたことを感謝申し上げます。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

令和6年2月28日

委員長 銭 谷 春 樹

署名議員 松 本 博 行

署名議員 大 丸 仁 志